第
2886
号
（2-2）

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年10月17日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 有限会社から株式会社に変更する場合

Q：当社は有限会社です。会社法施行後に有限会社を株式会社に変更しようと思っていますが、どんな費用がかかりますか？

A：有限会社を解散するとき及び株式会社を設立するときに登録免許税が必要になります。その他司法書士等に手続きを依頼した場合には、その報酬が別途必要になります。

【解説】

会社法の施行に伴い、有限会社を株式会社に変更する場合は、いったん、有限会社を解散し、次に株式会社を設立するという手順を踏みますが、この場合、次のような費用が発生します。

① 有限会社を解散するときの登録免許税
特例有限会社を解散する場合には、３万円の登録免許税がかかります。

② 株式会社を設立するときの登録免許税
株式会社を設立するときにも登録免許税がかかりますが、この場合の費用は、次のいずれか多い金額とされています。

・（組織変更時の株式会社の資本金－現状の有限会社の資本金）×7/1000＋現状の有限会社の資本金×1.5/1000
・３万円

300万円の有限会社が、そのままの資本金で株式会社に組織変更するという場合は、３万円となります。３万円＞(300万円－300万円)×7/1000＋300万円×1.5/1000＝4500円　∴３万円

③ 手続きを司法書士等に頼む場合は、別途費用がかかります。